

「インターネット機器賃貸借」に関する  
条件付一般競争入札実施要項

久 留 米 市

久留米市は、インターネット機器賃貸借契約について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
インターネット機器賃貸借
- (2) 業務の目的  
本業務は、インターネット機器の賃貸借及び機器の保守管理を行うもの。
- (3) 履行場所  
久留米市役所本庁舎
- (4) 業務内容  
別紙「インターネット機器賃貸借仕様書」のとおり
- (5) 賃貸借期間  
令和9年2月1日から令和11年9月30日まで
- (6) 入札書比較価格  
842,147円（税抜・月額）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査の申請締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。ただし、(10)については、現行のインターネット機器賃貸借契約を受託している事業者は参加不要とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ① 久留米市内 県税、市税
  - ② ①を除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 市内に本店または営業所等を有していること。
- (9) 入札参加資格確認申請書（様式第4号）を提出しようとする日の前日において久留米市競争入札参加資格（物品）を有し、登録業種にOA機器が含まれていること。
- (10) 「4 現行機器の確認」に基づく調査に参加していること。

## 3 契約条項を示す場所

久留米市 総務部 情報政策課（久留米市庁舎5階）

## 4 現行機器の確認

現行の本市のインターネット機器の内容について調査を行い、現状の把握を行うこと。

- (1) 確認期間  
令和8年3月26日（木）から令和8年4月16日（木）の9時から17時
- (2) 申請方法

調査を希望する日のうち直近の日（当該日を含まない）から2営業日前の17時までに、電子メールにて2日以上候補日を提示すること。この際、以下の（3）に掲げる提出書類を電子データに添付すること。日程の回答は電子メールの返信にて行う。

(3) 提出書類

- ① 現行インターネット機器調査申請書（様式第1号）
- ② 秘密情報の取り扱いに関する誓約書（様式第2号）

(4) 宛先

「14 問い合わせ先」を参照

(5) 調査時の本人確認

調査当日は、次に掲げるいずれかの書類及び現行インターネット機器調査申請書（様式第1号）に添付した本人の在籍が確認できる書類（社員証等）を持参すること。

- ① 個人番号カード
- ② 運転免許証
- ③ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ④ 旅券
- ⑤ 身体障害者手帳
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 在留カード
- ⑨ 特別永住者証明書

(6) その他

- ① 本調査は本件調達に係る調査であるため、調査に参加できる者は、「2 入札に参加する者に必要な資格」（1）～（9）の全ての要件に該当する入札参加を検討する者及び当該者が伴う協力会社等のみとする。
- ② 本調査にあたり、入札参加を検討する者が協力会社等を伴って調査を行う場合、調査参加に当たり必要となる提出書類は以下のとおり。なお、協力会社等のみの参加は認めない。

提出書類	入札参加を検討する者	協力会社等	備考
現行インターネット機器調査申請書	必須	不要	協力会社等からの参加者に関する情報の記入及び本人の在籍が確認できる書類の写しを添付し、入札参加を検討する者から提出すること。
秘密情報の取り扱いに関する誓約書	必須	必須	それぞれで作成すること。なお、提出にあたっては、「現行インターネット機器調査申請書」とともに入札参加を検討する者がまとめて提出すること。

## 5 質疑・応答

(1) 質問方法

本入札の実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次の通り記載した質問書（様式第3号）を電子メールに添付して、「14 問い合わせ先」あてに送信し、受信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

件名：【会社名】「インターネット機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札質問書

(2) 期限

令和8年4月16日（木）16時まで（必着）

(3) 回答方法

令和8年4月27日（月）までに、質問書（様式第3号）に記載したメールアドレスあてに電子

メールで回答する。なお、質問の回答は本要項等の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

## 6 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)①～③に掲げる提出書類を全て郵送にて提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書(様式第4号)
- ② 納入予定機器一覧表(様式は任意。納入予定の機器のメーカー、製品名などと仕様書記載のスペック等を記載すること。)
- ③ 機能要件確認表(様式第5号)

### (2) 提出期限及び注意事項

令和8年5月12日(火)16時まで(期限厳守)。

期限までに提出がなかった場合は、「インターネット機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は申請の受付は行わない。

### (3) 提出先(宛先)

「14 問い合わせ先」を参照

### (4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認の申請をした者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無をメールにて連絡し、文書により通知する。なお、入札保証金の納付が必要とされた者については、「8 入札保証金」を確認し、入札時に必要書類を添付すること。

通知時期：令和8年5月19日(火)通知予定

※通知時期を過ぎても登録したメールアドレスに通知が届かない場合は、「14 問い合わせ先」へお問い合わせください。

### (5) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに申請に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 申請内容・提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 申請内容・提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

## 7 入札方法

条件付き一般競争入札。郵便入札により行う。入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに申請がなかった者は、入札に参加できない。)

### (1) 提出書類(※久留米市ホームページよりダウンロードすること。)

- ① 入札書(様式第6号)
- ② 入札保証金の納付等が確認できるもの(領収書、保証書等)(入札参加確認通知で免除とされた者は不要)

### (2) 提出期限

令和8年5月27日(水)16時必着(期限厳守)

### (3) 提出先(宛先)

久留米市 総務部 情報政策課 宛

### (4) 郵送方法

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。持参不可。
- ② 封筒表面に、「『インターネット機器賃貸借』入札書在中」と記載すること。
- ③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入し、封緘(封の糊付け)、封筒の継ぎ目に押印すること。なお、縦書き・横書きどちらでも有効とする。

- ④ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。
- (5) 入札に関する注意事項
- ① 入札書には、すべての経費（ハード、ソフト、設置・調整費、インストール費、ハードウェア保守契約費など）を含めた上で、金額（年額）を全て記載すること。記載金額をもって入札額とし、落札業者を決定する。
- ② 消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約にあたっては、入札書に記載された金額に、その100分の10に相当する金額を加算した額（1円未満切捨て）をもって、契約金額とする。
- (6) 入札辞退  
入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に事務局へ連絡すること。
- (7) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

## 8 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に100分の5を乗じた金額以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

## 9 開札

- (1) 日時  
令和8年5月28日（木）9時30分
- (2) 場所  
久留米市役所本庁 5階 501会議室
- (3) 立会  
入札者のうち、立会い希望者を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法  
入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知  
開札後、令和8年5月28日（木）中に、入札に参加した者へ電話等にて連絡を行い（入札に立ち会った者を除く）、後日書面にて通知する。

## 10 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10を乗じた金額以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

## 11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が入札したとき。
- ② 入札金額が入札書比較価格を超えるとき。
- ③ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- ④ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- ⑤ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- ⑥ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

- ⑦ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

## 1 2 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

## 1 3 全体スケジュール（予定）

令和8年 4月16日（木）	質問書の提出締め切り
令和8年 4月27日（月）	質問書に対する回答（市ホームページにて公開）
令和8年 5月12日（火）	入札参加資格確認申請の締め切り
令和8年 5月19日（火）	入札参加資格者の確認通知（電子メール）
令和8年 5月27日（水）	入札書の提出締め切り
令和8年 5月28日（木）	入札（開札）の実施、本業務履行业者の決定
令和8年 5月29日（金）以降	契約締結
令和9年 2月 1日（月）	賃貸借契約開始

## 1 4 問い合わせ先（事務局）

久留米市 総務部 情報政策課（久留米市庁舎5階）

担当：岡村、中尾

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9060

FAX：0942-30-9708

E-mail：[jimukan@city.kurume.lg.jp](mailto:jimukan@city.kurume.lg.jp)